

宮城県ペアレント・プログラム事業実施要綱

(目的)

第1 子育てに難しさを感じる発達障害児等の家族にペアレント・プログラムを提供するため、ペアレント・プログラム講師及び実施者を養成し、地域でペアレント・プログラムを実施できる体制を構築することにより、発達障害児等の家族支援を推進することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「ペアレント・プログラム」とは、子育てに難しさを感じる家族が、子どもの行動の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的とするプログラムをいう。
- (2) 「ペアレント・プログラム研修」とは、ペアレント・プログラムへの参加を通してペアレント・プログラムの講師及び実施者を養成するための研修をいう。
- (3) 「講師」とは、家族にペアレント・プログラムを提供でき、かつ、ペアレント・プログラム研修を実施できる者をいう。
- (4) 「実施者」とは、家族にペアレント・プログラムを提供できる者をいう。

(実施主体)

第3 実施主体は、次のとおりとする。

- (1) ペアレント・プログラム講師養成研修については、宮城県子ども総合センター（宮城県発達障害者支援センター「直営」）（以下「直営センター」という。）とする。
- (2) ペアレント・プログラム実施者養成研修については、直営センター及び直営センターがこの要綱に基づいて養成したペアレント・プログラム講師の所属機関のほか、ペアレント・プログラムを開発した特定非営利活動法人アスペ・エルデの会の認定を受けたペアレント・プログラム講師の所属機関とする。

(受講対象者)

第4 受講対象者は、宮城県障害児等療育支援事業の担当職員及び宮城県発達障害者地域支援マネージャーのほか、子育て支援に従事する市町村職員、障害児支援事業所職員等とする。

(事業内容)

第5 事業内容については、次のとおりとする。

- (1) ペアレント・プログラム実施者養成研修

イ 養成課程

養成課程は、ペアレント・プログラムの意義を理解し、実施に必要な知識と技術を習得するため、次のとおりとする。

(イ) 事前研修

(ロ) ペアレント・プログラム研修（全6回）

ロ 認定登録

- (イ) 実施主体が直営センターの場合は、イ（ロ）の修了者にペアレント・プログラム研修修了証（様式1）を交付するものとし、この修了証を受領した者はペアレント・プ

プログラム実施者となる。

(ロ) 実施主体が直営センター以外の機関の場合は、実施主体の長は研修開催前に開催通知書(様式3)を、研修終了後に実施報告書(様式4)を直営センターに提出するものとする。直営センターは、イ(ロ)の修了者にペアレント・プログラム研修修了証(様式1)を交付するものとし、この修了証を受領した者はペアレント・プログラム実施者となる。

(ハ) 研修受講者及びペアレント・プログラム実施者は、事業実施中に知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(2) ペアレント・プログラム講師養成研修

イ 養成課程

養成課程は、ペアレント・プログラムの意義を理解し、実施及び実施者養成に必要な知識と技術を習得するため、次のとおりとする。

(イ) 事前研修

(ロ) ペアレント・プログラム研修(全6回)

(ハ) アドバンスワークショップ

ロ 認定登録

(イ) 直営センターは、イ(ハ)の修了者にペアレント・プログラム実施資格認定証(様式2)を交付するものとし、この認定証を受領した者はペアレント・プログラム講師となる。

(ロ) 研修受講者及びペアレント・プログラム講師は、事業実施中に知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(費用等)

第6 ペアレント・プログラム実施者養成研修及びペアレント・プログラム講師養成研修の参加費用は無料とし、交通費は受講者の自己負担とする。

(役割)

第7 ペアレント・プログラム講師及び実施者の役割は次のとおりとする。

(1) 地域でペアレント・プログラムの普及に努めることを目的とし、地域でペアレント・プログラムを開催すること。

(2) 直営センターが実施する家族支援事業等に関する調査に協力すること。

(名簿の管理)

第8 直営センターは、ペアレント・プログラム講師及び実施者の同意を得て、名簿を作成・管理するとともに、発達障害児支援のほか、子育てに難しさを感じる家族への支援を目的とする場合に、関係者に対してその情報を提供することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。